

◎日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律

(令和五年五月一二日法律第二六号)

一、提案理由 (令和五年四月四日・衆議院安全保障委員会)

○浜田国務大臣 ただいま議題となりました二法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案について申し上げます。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定が、昨年一月に署名されました。この協定は、両締約国間における互恵的な防衛力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、二国間の防衛協力を円滑にすることを目的とするものであります。

この協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定める必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外であります。

オーストラリア軍隊の公用車両には、道路運送法の報告徴収等に関する規定及び道路運送車両法の登録、車検等に関する規定は適用しないこととしております。

第二は、刑事手続の特例であります。

日本国内において逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員等の我が国当局への引渡しや、オーストラリア軍隊の財産の差押え、搜索等を実施するための刑事手続等の特例に関する規定を設けることとしております。

第三は、国の賠償責任の特例及び特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置であります。

オーストラリア軍隊の構成員等が公務執行中に日本国内において第三者に損害を与えた場合には、国がその損害を賠償する責任を負うことを定めることとともに、特殊海事損害に関し、政府が必要な援助を行うこととしております。

…………… (略) ……………

以上が、これら法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院安全保障委員長報告 (令和五年四月一三日)

○鬼木誠君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、日豪円滑化協定、日英円滑化協定それぞれの的確な実施を確保するため、両協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであります。

両案は、去る三日本委員会に付託され、翌四日浜田防衛大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。六日質疑を行い、翌七日、討論、採決を行いました結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告（令和五年四月二八日）

○阿達雅志君 ただいま議題となりました条約二件及び法律案二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、豪州及び英国との部隊間協力円滑化協定の実施に関する法律案は、いずれも協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであります。

委員会におきましては、四件を一括して議題とし、両協定締結の意義と今後の日豪・日英防衛協力の展望、両協定における訪問部隊及び文民構成員の定義、両協定が適用される協力活動と各種事態との関係、刑事裁判権の行使と公務の定義、死刑制度の適用と被疑者引渡しに係る援助義務免除の是非、国外における自衛隊員の過失行為に関する国外犯処罰規定の在り方、両協定と日米地位協定の規定ぶりの相違、我が国の安全保障政策における同志国の位置付け、豪州及び英国以外の国との円滑化協定締結に向けた今後の取組等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員、沖縄の風の高良委員より、それぞれ条約二件及び法律案二件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、条約二件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定し、法律案二件はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。